

健康づくり教材の貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県塩釜保健所（以下「塩釜保健所」という。）管内における健康づくりや食育を推進するため、健康づくり教材の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出教材)

第2 この要綱により貸出しを行う教材は、フードモデル及びパネル等（以下「教材」という。）とする。

(貸出対象者)

第3 貸出対象者は、塩釜保健所管内において、健康づくりに取り組む者、団体等とする。

(費用)

第4 教材の貸出しにかかる費用は、無料とする。

(貸出方法)

第5 貸出しを希望する者は、事前に貸出状況を塩釜保健所に確認の上、貸出申込書（様式第1号）を貸出希望日の2週間前までに塩釜保健所長宛て、直接提出、郵送、ファクシミリ、電子メールいずれかの方法により提出し、承認を受けるものとする。

2 教材の貸出場所は塩釜保健所とし、貸出期間は原則として7日以内とする。

(禁止事項)

第6 教材を使用する者（以下「使用者」という。）は、教材の使用に当たり、善良な管理者としての注意をもって管理するものとし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出申込書に記載した使用目的以外での使用
- (2) 教材の第三者への転貸

(貸出期間中の責任)

第7 教材を紛失又は破損したときは、使用者は直ちに塩釜保健所長にその状況を文書により報告しなければならない。

2 使用者の不注意又は不適切な使用により、教材に損害が生じた場合は、原状回復に要する費用を使用者が負担するものとする。ただし、天災その他特別な理由があると塩釜保健所長が認めた場合は、この限りではない。

3 教材の使用にかかる事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

らない。

(教材の返却)

第8 教材の返却場所は、塩釜保健所とする。

2 使用者は教材返却時に健康づくり教材利用報告書(様式第2号)を記入の上、併せて塩釜保健所長宛て提出するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、教材の貸出しに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。